



野村證券がシェアリングテクノロジー<3989>株式の大量保有報告書を提出



シェアリングテクノロジー<3989>について、野村證券が12月19日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「証券業務に係る商品在庫として保有している。」によるもの。

報告書によると、野村證券のシェアリングテクノロジー株式保有比率は、6.91%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2018年12月14日。